

生活衛生関係営業対策事業費 補助金審査・評価委員会検討 ワーキンググループ 報告書

(案)

平成23年3月11日

目 次

1. はじめに	1
2. 審査・評価の基本的考え方	1
(1) 審査・評価の基本的方向性	
(2) 対象範囲	
(3) 関係者の役割と責務	
3. 審査・評価の実施等について	4
(1) 審査・評価の実施体制	
(2) 審査・評価方法	
(3) 審査・評価の観点	
(4) 審査・評価方法の周知	
(5) 審査・評価事項	
(6) 審査・評価結果の通知	
(7) 審査・評価結果の公表	
(8) 審査・評価における客觀性の確保	
(9) 審査・評価に伴う過重な負担の回避	
(10) 審査・評価結果の活用	
4. 補助金の採択方針について	8
(1) 採択方針の考え方	
(2) 連合会・組合が実施する事業に係る採択方針について	
5. おわりに	11

1. はじめに

生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業など、国民生活に不可欠なサービスを提供する営業であり、衛生的で安心できるサービスを提供するため、様々な衛生規制の下で活動しているところであるが、その事業者の大部分は経営基盤が脆弱な中小零細企業であるため、衛生規制とあわせて予算・税制・融資を中心とした政策支援策が講じられている。

このうち、予算については、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け及び厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおける評価結果を踏まえ、平成22年9月に設置された生活衛生関係営業の振興に関する検討会（以下、「検討会」という。）において補助金の改革案の検討が行われ、平成22年12月24日にとりまとめられた生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書（以下、「第1次報告書」という。）において、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下、「審査・評価会」という。）の在り方や事業評価の方法などを総合的に検討する場の設置について提言が行われたところである。

本ワーキンググループは、これら提言内容を踏まえ、生活衛生関係営業対策事業費補助金（以下、「補助金」という。）が的確に選定・実施され、評価される枠組みについて検討することを目的に設置され、第1回を平成23年2月9日に開催し、審査・評価会の在り方、事業評価の実施方策を含め全3回にわたり専門的・実務的な見地から検討を行った。

今般、本ワーキンググループとしてこれまでの議論を整理し、本報告書を取りまとめたので報告する【別添1参照】。

2. 審査・評価の基本的考え方

（1） 審査・評価の基本的方向性

これまでの生活衛生振興助成費等補助金及び生活衛生営業指導費補助金（以下、「旧補助金」という。）については、行政刷新

会議等において効果測定が不十分であり、国、自治体、団体等の役割分担が不明確であることが指摘された。

また、改革の検討を進める中で、旧補助金が各生活衛生同業組合（以下、「組合」という。）等からの申請により実施されるために、各関係営業の直面する全国的な課題に必ずしも的確に対応できていないことが明らかになった【別添2参照】。

公衆衛生の向上及び増進、経営の健全化、国民生活の安定に寄与すること等を目的とする生衛業に係る振興方策については、国民生活全般との関わりが深いのみならず、地域コミュニティ機能や雇用創出、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活の基盤を支える役割など多面的機能を含んでいることから、その事業成果についても着実に行政施策へ反映し、またその成果を公表し、国民に対する説明責任を果たすとともに、事業成果を広く国民、社会に還元することが必要である。

このため、本報告書では、第1次報告書を踏まえて、補助金の審査・評価について、補助金の審査・決定、事業の実施、審査・評価結果の公表、次年度の採択方針策定への反映等を適切に行うことにより、審査・評価の適切かつ効果的な実施を図ることを求める。

（2）対象範囲

審査・評価の対象範囲は、次のとおりとする【別添3参照】。

- ①補助金により（財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。）が行う事業
- ②補助金により都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県センター」という。）が行う事業
- ③補助金により全国生活衛生同業組合連合会（以下、「連合会」という。）及び組合が行う各団体提案型事業及び先進的モデル事業（特別課題）

（3）関係者の役割と責務

①厚生労働省の役割と責務

本報告書を踏まえ、厚生労働省は、補助事業の特性やその進展状況等に応じて、事業成果を将来の生衛業の発展に着実につなげるための審査・評価の具体的な仕組み（交付要綱、実施要綱等の策定、審査・評価会の設置）を整備することが求められる。

また、厚生労働省には、個々の事業が効果測定を十分にできるものとなるよう、審査・評価会を適切に運営するとともに、補助金が全体として有効に活用され、公衆衛生の向上、関係者などの振興等に役立っていることを国民に明らかにできるよう、資料の整理・公表を行うことが求められる。

②審査・評価会の役割と責務

審査・評価会は、公正かつ透明で、厳正な審査・評価を実施することが求められる。

その際は、審査・評価実施に伴う作業負担により事業実施者が本来の事業活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう配慮することが必要である。

また、審査・評価結果を適切に活用し、さらに、国民に対して審査・評価結果とその反映状況についてわかりやすく情報提供を行うことが求められる。

③審査・評価会の構成員の役割と責務

審査・評価会の構成員は、審査・評価にあたり、審査・評価対象を正しく理解することを努めた上で、公平・公正で厳正な審査・評価を行うべきことを常に認識し、補助事業がより良いものとなるように適切な助言を行うことが求められる。

また、審査・評価会の構成員は審査・評価に関し知り得た情報を正当な理由なく外部に漏らさないことが必要である。

④事業実施者の役割と責務

事業実施者は、補助事業を行うに際し、公衆衛生の向上及び増進、経営の健全化、国民生活の安定に寄与すること、事業の成果を挙げること、事業の成果が最終的には国民・社会に還元

されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には、評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その役割を十分に自覚し、事業の成果や意義を分かりやすく整理し、広く国民に周知し、理解を得るよう努めることが求められる。また、審査・評価の客観性を妨げることのないよう、公平・公正で厳正な審査・評価を受けることが必要である。不適切な行為を行った事業実施者には、厚生労働省の他の補助金制度の例を参考に、最長5年間、本事業の申請を認めないといった措置をとることも考えられる。

3. 審査・評価の実施等について

(1) 審査・評価の実施体制

① 審査・評価会の実施主体

補助金の審査、採択、配分決定、評価については厚生労働省が行うものとし、事業採否の審査、採択した補助対象事業の実施状況に係る総合的評価に資するよう、外部有識者による審査・評価会を置くものとする【別添4参照】。

② 審査・評価会の設置【別添5参照】

ア 審査・評価会は、構成員6～10名以内で構成する。

イ 構成員は、学識経験のある者その他適当と認められる者の中、主として以下に掲げる識見を有する者から、厚生労働省健康局長が選任する。

(ア) 法制に関して識見を有する者

(イ) 中小企業の経営に関して識見を有する者

(ウ) 公衆衛生の確保に関して識見を有する者

(エ) 生活衛生関係営業の振興に関して識見を有する者

(オ) 消費者の立場から識見を有する者

(カ) 政策評価に関して識見を有する者

ウ 座長を1人置き、構成員の互選により定める。

エ 審査・評価会は、必要なつど座長が招集する。

オ 審査・評価会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議

を開くことができない。

カ 番査・評価会の会議は、公開する。ただし、事業の審査、決定に係る審議については非公開とし、審査、決定の経過を公表する。

キ 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

ク 番査・評価会の庶務は、厚生労働省健康局生活衛生課において行う。

③利害関係者の排除

番査・評価会の構成員は、自らが現在所属している機関の事業については、審査・評価しないものとする。

(2) 審査・評価方法

- ①全ての事業について、事前審査・事後評価の対象とする。
- ②2年から5年程度の複数年度を計画する事業の場合でも、毎年度、事前審査・事後評価を行う。
- ③関係営業の振興、公衆衛生の確保との確な効果測定の観点等から審査・評価を行うこととし、審査・評価は、5段階程度の評価段階を設定し、評点を付ける。
- ④審査・評価は基本的に書面による。

(3) 審査・評価の観点

審査・評価にあたっては、事業の目的、内容、性格に応じて柔軟に実施する。

特に、公衆衛生の確保や後継者確保などの事業については、短期間のうちに事業成果を目に見える形で現すことが難しいことが少なからずあることから、審査・評価にあたっては、これらについて十分に留意し、例えば、結果に至る途中のプロセスについて評価するといった観点も考慮する。

(4) 審査・評価方法の周知

厚生労働省は、審査・評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある審査・評価を実施するために、あらかじめ審査・評価方法（審査・評価の項目と基準、手続等）を明確かつ具体的に定め広く関係者に周知すること。

（5）審査・評価事項

①事前審査の評価事項

事前審査の実施に際しては、以下の事項について考慮すべきである。

ア 事業の生衛業における重要性

○生衛業において有用と考えられる事業であるか

イ 事業の生衛業における発展性

○事業成果が生衛業の振興・発展に役立つか

ウ 事業の必要性

○社会的・経済的意義(生衛業・経済活動の活性化高度化、社会的価値(国民の健康・安全等))があるか

○国費を用いた補助事業としての妥当性(国や社会のニーズへの適合性等)

エ 事業目標の実現性・効率性

○目標が明確か

○実現可能な事業であるか

○事業が効率的に実施される見込みがあるか

オ 政策等への活用(補助金としての意義)

○施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性

②事後評価の評価事項

事後評価の実施に際しては、以下の事項について考慮すべきである。

ア 事業目的の達成度(成果)

○所要の目的をどこまで達成したか

○所要の目的を達成できなかつた場合、どこに問題があつた

か

イ 事業成果の発展性

○事業成果の今後の事業への発展性があるか

ウ 事業内容の効率性

○事業が効率的に実施されたか

エ 事業成果の政策等への活用（補助金としての意義）

○施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程など
における参考として間接的に活用される可能性

(6) 審査・評価結果の通知

①事前審査

○厚生労働省は、事業の採否結果を申請者に通知する。なお、
通知の際は、適切かつ十分な審査意見を付記することが求め
られる。

②事後評価

○厚生労働省は、評価結果を申請者に通知する。なお、通知の
際は、後年度の事業がさらに良い内容となるよう適切かつ十
分な審査意見を付記することが求められる。

(7) 審査・評価結果の公表

厚生労働省は、審査・評価終了後の適切な時期に、採択事業及
び事業毎の交付額並びに事業報告書の概要を厚生労働省ホームページ
等により公表するものとする。

また、主な事業について、期待される効果を簡潔に整理するな
どし、補助金の意義について、広く広報に努めるべきである。

(8) 審査・評価における客観性の確保

審査・評価の客観性を確保する観点から、事業の性質に応じて、
数値等による定量的な目標、定性的な目標を明らかにした事業
の採択を進め、評価を行うことが必要である。

(9) 審査・評価に伴う過重な負担の回避

審査・評価にあたっては、事業実施者が審査・評価に伴う作業負担について過重となり、本来の事業活動に支障が生じないようするため、効果的・効率的な審査・評価を行う等の工夫や配慮を行うことが求められる。

(10) 審査・評価結果の活用

事業実施者は、事前審査・事後評価の結果の通知の際に付される助言内容については適切に活用し、補助事業の適切かつ効果的な実施に努めることが求められる。

4. 補助金の採択方針について

(1) 採択方針の考え方

補助金については、平成22年度に行われた行政刷新会議の事業仕分けの指摘事項等を反映して平成23年度予算案に盛り込まれたところであるが、本ワーキンググループでは、その趣旨を達成するために、採択方針を明確にした上で、事業案の募集、審査、採択、評価を行うことが必要との認識のもと、生衛業における、経営の健全化、衛生水準の向上、社会的責任の遂行といった補助金の目的に資するよう、以下のとおり採択方針をとりまとめた。

また、平成23年度以降においても、喫緊の課題や事業実施者の創意工夫に資するよう、必要に応じて審査・評価会において採択方針を審議するなど、採択方針を継続的に改善する仕組みを構築すべきである。

なお、補助金の採択方針については、関係者の役割分担を明確にする観点から、第1次報告書の中で全国センター及び都道府県センターの役割についてまとめてある。

即ち、全国センターは、(1) シンクタンク機能の強化、(2) 情報提供機能の強化、(3) 危機管理、国際化への対応の支援、に重点を置くべきこと、都道府県センターは、(1) 消費者保護、

後継者育成支援への対応強化、(2) 総合調整機能の強化、に重点を置くべきこととされている。

全国センター及び都道府県センターの実施する事業については、有効性、効率性が確保され、効果測定が着実に行われるよう事業採択され、実施されることが求められる。

このうち、都道府県センターの実施する相談指導については、審査・評価結果に応じた人件費補助額の配分を行うことが求められる。事業仕分けの過程で、都道府県センターが行う相談指導について全国的に一定の共通性をもって件数、内容等の整理を行うことが必要であるとの認識が共有されたことから、ワーキンググループとして標準的な様式（フォーマット）をまとめ、別紙1として提示する。

連合会及び組合に対する補助金は、今回の改革により、国から直接に交付する仕組みに改められたことから、本ワーキンググループにおいて、その採択方針について集中的な議論が行われた。採択方針に沿って事業の計画がなされ、審査されることが求められる。

(2) 連合会・組合が実施する事業に係る採択方針について【別添6 参照】

①成果指標、活動指標を明確にした事業の実施〔効果測定が可能な事業の実施〕

○現行の事業について、行政刷新会議の事業仕分け等で「効果測定が不十分」との指摘を受けた。今後の事業採択については、厚生労働省に審査・評価会を設置して、効果測定が可能な事業の実施を求め、その審査、採択と評価を行うべきである。

○事業効果を把握する際には、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する者の能力等を考慮しつつ、事業の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととするが、事業の性質に応じて定量的把握が困

難な場合は、できる限り客観的なデータや事実を用い、事業効果を定性的に把握する手法を用いることが望ましい【別添7～10参照】。

○現行の事業は、採択にあたって、目的と事業内容の明記が中心となり、成果指標、活動指標の記載を求めていなかった経過があり、改める必要がある。なお、各事業は、零細事業者を中心として構成する組合、連合会が行うものであり、方式を一度に全面的に改めると関係者に混乱を与えることから、丁寧な説明を前提に、改革を徐々に進めるべきである。

○審査の結果、必要性が高いと認められた分野・事業に優先的に採択がなされるべきことは当然である。但し、本補助金が対象とする事業は多様な目的を有するものであり、短期間で成果を上げにくい事業など、個々の事業が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの事業に適した採択・評価が行われることが必要である。

○改革を着実に進め、連合会・組合が安心して地域・業種毎の実情に即した事業を進められるようにする観点から、各団体の提案に基づく事業（各団体提案型事業）については、成果目標の明確化を図ること。

②関係営業の課題に即応した事業の実施〔戦略性の強化〕

○現行の事業は、一定の交付要綱をもとに組合、連合会等からの申請を受けて、採択する方式一辺倒の、いわば「待ち」の形での事業採択が中心であった。この方式は、各営業、各地方の課題を取り上げて解決する観点からは有効な場合もあるが、一方で、各営業の全国を通じた課題、例えば、後継者確保や分煙率の向上といった課題に、効果的、総合的に取り組むには必ずしも有効ではなかった。

○このため、各関係営業の課題を審査・評価会の場で明確に示し、それに対応する形で応募された事業について採択する方式（先進的モデル事業（特別課題））も採用し、各団体提案型事業との二本立てにすべきである。先進的モデル事業（特別

課題)については、組合等から手挙げ方式での申請を受け、事業年度終了後の効果測定により、効果の多寡が地域性によるものか、関係者の取り組みの違いなのか等の分析を行うことにより、後年度のより効果的な事業の企画に繋がることが期待される。

○現時点で考えられる先進的モデル事業（特別課題）は、別紙2の通りである。

○先進的モデル事業（特別課題）については、事業年度の中間で審査・評価会と組合や連合会、全国センター・都道府県センターの代表との間の意見交換により、事業計画の達成度についての確認を行うとともに、連合会の課題解決への取り組みを支援することが期待できる。

○先進的モデル事業（特別課題）の実施は、複数の組合からの手上げ方式、連合会が実施する方式が考えられるが、適当と認められる場合には、事業の実施主体を連合会とすることや全国センター等のシンクタンクの支援（委託）を受けて事業を実施することも考えられる。

③組合等の役割・魅力の明確化【組合活動の活性化】

○喫緊の課題に、組合、連合会が方向性を持って取り組むこと、また、補助金の内容に、組合員を対象とした税制や融資を促進する事業を盛り込み、補助金・税制・融資等の振興方策と連携して活用することにより、組合等の役割・魅力などの意義を明確化することで、組合への加入促進、組合未設置県の結成促進等が進むことが期待される【別添11参照】。

5. おわりに

今回の報告は、審査・評価の基本的な方向性を示したものであり、厚生労働省は、今後、本報告書に沿って、申請方法等を定めた具体的な交付要綱、実施要綱等を策定することとなる。

これらは、事業仕分けにより指摘された政策目的の達成状況が検証可能な補助金の仕組みを具体化しようとするものであり、本報告書を

契機として、公衆衛生の確保、生衛業の適切な振興について国民への説明が十分に行われる補助金として改革されるよう、適切に運用され、また、不断の改革が行われることを期待する。

なお、本報告書は、現時点では最善の内容としてとりまとめたものであるが、必要に応じて再検討を行い、継続的に改善が行われることを求めたい。

別紙1

指導相談票（標準的な様式(フォーマット)）

		経営指導員名							
No.									
年月日	平成 年 月 日()		所要時間	~0.5時間	~1時間	~1.5時間	2時間~		
区分	1	窓口相談	来所	電話	郵便・メール	巡回相談	訪問	相談所開設	その他
	2	新・継・別	新規相談		継続相談 (回目・前回No.)				
業種 (継続相談は記入不要)	めん類	中華料理	すし	料理等	喫茶	社交	その他飲食	食肉販売	
	食鳥肉販売	氷雪販売	理容	美容	興行	旅館ホテル	公衆浴場	クリーニング	
相談者	お名前			商号(法人名)			既存業者	新規業者	
	ご住所 (所在地)	〒			お電話等				
融資		経理	税務	労務	衛生	経営	その他	計()件	
(内容が複数に該当する場合はそれぞれに○印をすること)									
(続きがある場合は裏面へ)									
結果等									
備考	経路	生衛組合	同業者	日本公庫等	保健所等	商工会等	インターネット	DM・広報紙・パンフ等	
	他団体等との連携状況	なし	あり	()					

別紙2

全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する事業

連合会及び組合が実施する団体提案型事業		
先進的モデル事業（特別課題）		
番号	関係業種等	指定課題
1	理容業・美容業	一人の理容師・美容師が営業しているお店への管理理容師・管理美容師の設置促進
2	理容業	消費者ニーズに対応した技術の開発・普及(就活ヘア等)
3	美容業	新しい消費者ニーズに対応したパーマネント・ウェーブ用剤・染毛剤等の新商品の安全・安心を確保するための技術の普及
4	クリーニング業	クリーニング師研修の受講率向上
5	クリーニング業	新クリーニング機税制の活用促進
6	公衆浴場業	幼稚園・保育園、関係団体と連携を取った安全な入浴の普及（「浴育」）
7	飲食業	受動喫煙防止の推進
8	氷雪販売業 社交飲食業 中華料理業	組合未設置県の結成促進、振興計画未策定県の解消等
9	食肉販売業	商店街の活性化、新たな買い物機能の提供
10	食鳥肉販売業	消費者への鳥肉の知識普及促進
11	氷雪販売業	振興計画未策定県への策定促進
12	旅館業	トコジラミ対策の推進
13	興行場	弱小興行場へのデジタル化の推進
14	共通課題	後継者の育成、障害者を始めとする多様な人材の活用促進
15	共通課題	生活衛生関係営業者の融資を促進する効率的な仕組みの開発

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会検討

ワーキンググループ構成員名簿

(敬称略、五十音順)

- 安達 幸男 (財)全国生活衛生営業指導センター主事
池田 誠 東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課長
(全国環境衛生・廃棄物関係課長会常任副会長)
梅田 次郎 (株)日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー
大澤 元毅 国立保健医療科学院建築衛生部長
古座野茂夫 厚生労働省行政モニター(元・神奈川県愛川町助役)
○武井 寿 早稲田大学商学学術院教授
谷本 義広 (財)滋賀県生活衛生営業指導センター専務理事
飛松 純一 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
(森・濱田松本法律事務所)
前野 春枝 (社)全国消費生活相談員協会参与
松本 邦愛 東邦大学医学部社会医学講座医療政策経営科学分野講師

(○ : 座長)

計 10 名

これまでの検討経緯

本検討会は、以下の通り合計3回開催され、生活衛生関係営業対策事業費補助金に係る審査・評価会の在り方、事業評価の実施方策等について検討を行った。

□第1回 平成23年2月9日

第1次報告書の提言内容、今後の議論の進め方について確認を行った。

□第2回 平成23年2月25日

生活衛生関係営業対策事業費補助金の審査・評価の仕組みについて議論を行った。

□第3回 平成23年3月11日

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会検討ワーキンググループ報告書案について議論を行った。